

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社及び連結子会社(以下、「当社グループ」という)は、シードの使命である「『眼』の専門総合メーカーとして、人々の多様な「みえる」喜びを創造できる社会の実現、及び中長期的な企業価値の向上を目指しております。これらを実現するために、当社は、コーポレート・ガバナンスを充実させ、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの良好な関係を構築し、透明、健全かつ迅速、果敢な企業経営を行うことに努めます。

当社は、「シードグループ コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。別紙参照

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【補充原則4 - 1 - 3】

当社は、最高責任者たる代表取締役社長の選定について、人格、見識、実績等を勘案して適当と認められる者の中からその時々の中社を取り巻く状況や対処すべき課題に応じて最適と考える人物を選定することとしています。

【補充原則4 - 10 - 1】

(指名について)当社は、最高責任者たる代表取締役社長や他の取締役、執行役員並びに経営幹部の選任について、人格、見識、実績を勘案して適当と認められる者の中から選定し、取締役会にて決議しています。

(報酬について)2018年6月27日取締役会にて役員報酬制度を改定しております。改定にあたっては、事前に社外役員の助言を得た上で制度設計されています。今後役員の報酬はこの制度に基づいて決定されます。

現段階では、委員会の設置の予定はしていません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】 政策保有株式

当社は、取締役会において「政策保有株式に関する方針」に基づき、当社グループが保有する株式について、個別銘柄毎に配当収益や経済合理性等を考慮した上で縮減・売却等の検証を行います。当該取引先との取引の経済合理性を検証し、当該株式の議決権の行使についても当社グループの中長期的な成長に資するか否か等を判断基準としています。また、当社の株式を保有している取引先企業から縮減もしくは売却の意向が示された場合、その意向を妨げることは行わず、適切に対応します。

【原則1 - 7】 関連当事者間の取引

1. 当社グループは、関連当事者取引について、関連当事者取引規程を策定し、株主の利益を保護するため、取締役、監査役などの当社グループ関係者や主要株主がその立場を濫用して、株主の利益に反する取引を行うことを防止することに努めます。

2. 取締役会は、取締役によって株主の利益に反するような競業取引、自己取引及び利益相反取引が行われないよう監視します。

3. 当社グループと関連当事者との取引の開始及びその継続は、取締役会において市場価格や一般的な取引条件等を参考に取引内容及びその条件の妥当性について審議し、その承認に基づき行われます。

また、2014年11月に発覚しました当社と関連当事者との取引上の問題に関し、外部専門家検証委員会の報告を踏まえ、以下を再発防止策として実施しています。

1) コンプライアンス確保に関する意識を高めるための役職員の研修の実施

2) 関連当事者の確認の徹底と利益相反・競業避止義務に係る確認の強化

3) 関連当事者に関わる会社属性の適切な調査・把握を踏まえた業務プロセスにおける内部統制の改善・強化

【補充原則2 - 4 - 1】 社内の多様性の確保

< DE&I基本理念 >

シードは当社の人権方針に基づき、あらゆる差別を禁止するとともに、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンを推進するための以下の指標を定めます。

・個々人の「違い」を尊重し受け入れる

・職務に関係のない性別、性的指向・性自認、年齢、国籍等の属性に係わらず、個人の成果、能力、貢献だけを評価する

・「違い」に係わらず、全社員が組織に平等に参画し、能力を最大限発揮できるようにする

上記の理念に基づいて、公平で平等な社会の実現を目指してまいります。

シードでは性別や年齢、国籍に関係なく様々な社員が活躍しております。

● 女性管理職数: 40人(女性管理職比率: 21.7%)

● 外国籍社員数: 27人(外国籍社員比率: 3.7%)

● 障がい者雇用率: 3.7%

2026年3月末時点(単体)

また、「定年延長」や「再雇用制度」等、ベテラン社員が引き続き活躍するための仕組みづくりも進めています。

今後も多様な人材の受け入れを増加させてまいります。

[原則2 - 6] 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社では、多様化するライフプランや老後資金確保の観点より自助努力による資産形成の選択肢として、企業型「選択制確定拠出年金制度」を採用しております。

[原則3 - 1] 情報開示の充実

1. 当社グループは、株主をはじめ全てのステークホルダーに対し、経営に関する重要な情報を、会社法及び関連法令等に基づき、自主的かつ公正に開示します。
 2. 開示する情報は、分かりやすい内容で、株主をはじめ全てのステークホルダーが容易にアクセスできる多様な方法で開示するよう努めます。
 3. 当社は、英語でのホームページを開設しています。その他に必要な範囲において、英語での情報開示も行います。
 4. 当社グループは、人々の多様な「みえる」喜びを創造できる社会の実現を目指しております。これらを実現するために、当社は、コーポレート・ガバナンスを充実させ、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの良好な関係を構築し、透明、健全かつ迅速、果断な企業経営を行うことに努めます。
- 当社は、「シードグループ コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。別紙参照
5. 取締役及び執行役員の報酬は、企業の持続的な成長のために、適切な人材の登用と処遇管理により優秀な経営者人材を確保し、加えてコーポレート・ガバナンス・コードに適応し、投資家の目線・開示要求を反映した仕組みとすることを目的として、2018年6月27日取締役会にて役員報酬制度を改定し、「シードグループ コーポレート・ガバナンス基本方針」に「報酬制度の考え方」を示しています。なお、役員退職慰労金制度は2022年5月23日開催の取締役会において、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議しております。
 6. 取締役会は、当社業務、又は企業経営、財務、法務、科学技術、国際業務等の専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、ダイバーシティを推進し、多様な考え方を取り入れることで、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持します。
 7. 当社は、最高責任者たる代表取締役社長の選任について、人格、見識、実績を勘案して適当と認められる者の中からその時々の中からの会社を取り巻く状況や対処すべき課題に応じて最適と考える人物を選定することとしています。代表取締役社長の解任について、解任基準を明確にするため、取締役会規程を改定しています。(2018年10月15日取締役会)
 8. 監査役は、企業経営、財務、法務、又は科学技術等の適切な知見を有する者から選任します。
 9. 当社は、社外取締役、社外監査役(以下、併せて「社外役員」という)の選任について、経営監視機能の強化や透明性の確保、及び取締役会における建設的な討議、助言に貢献できる社外役員の選任、確保のために、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、会社法上の要件及びこの基準を満たすことを社外役員選任の条件としています。別紙参照
 10. 役員の主要略歴については有価証券報告書に記載しています。

[補充原則3 - 1 - 3] サステナビリティについての取組み等

< サステナビリティ基本方針 >

多様な「みえる」喜びを創造できる社会を実現するために。

シードの経営理念に基づいた事業を継続し、ステークホルダーとの信頼関係を築くことで、社会に必要とされる企業であり続けることがシードのサステナビリティ理念です。

・循環型事業経営の実現を目指し、環境負荷やリスクの低減・地球保全に積極的に取り組みます。

・お客様、従業員をはじめ、様々なステークホルダーと共生し、社会の発展に貢献します。

・当社使命の達成及び中長期的な企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスを充実させ、様々なステークホルダーとの良好な関係を構築し、透明、健全かつ迅速、果断な企業経営を行うことに努めます。

< 循環型環境事業経営 >

当社は、材料調達から生産、消費者の使用段階に至るまで、循環型の事業経営を実現し環境リスクの低減を目指しています。コンタクトレンズ事業の基盤となる生産においては、かねてよりCO2排出量削減に力を入れており、電気、ガス、水道から、圧縮空気や高圧蒸気に至るまで、使用状況を管理し、ムダのない利用を行っております。

海洋プラスチックごみ問題については、2020年3月期より使い捨てコンタクトレンズの空ケースを回収するプロジェクトを立ち上げました。また、2021年4月からは、産業廃棄物として処理していた包装容器に用いたアルミニウムやコンタクトレンズが付着したプラスチックを選別するシステム「ドックス」をリサイクル業者と共同で運営しております。

< 人的資本への投資 >

環境変化に対応できる人材を育成する研修を体系的に構築しております。階層別研修では、業務に必要な専門知識やスキルだけでなく、一般教養・知識も含めて総合的に学ぶことが可能です。グローバル人材育成については、自己啓発支援、世代リーダー創出に向けた選抜研修、海外戦略に対する語学研修に力を入れています。技術系人材育成では、共同研究を行っている大学へ出向する社員を若手から積極的に選抜し、将来的な技術力の向上を図っています。

< 知的財産への投資 >

「事業競争力強化のため、知的財産権に関する体制を強化すると共に、第三者の知的財産権を尊重する」という、知的財産権に関する行動規範に基づき、国内外での事業展開に鑑みた技術・ブランド名称等の自社権利の保護、及び、当業界周辺の知的財産権に関するウォッチングを継続的に行うことで、第三者権利の尊重にも努めております。2025年度の知的財産権関連費用実績は、新規商品ブランディングとして多数国における商標権出願を行ったこと、並びに、日本国外での特許権維持に関する費用が増加したことから、2024年度比122%となっております。引き続き、知的財産権の健全な保護と活用に向けた運用を実施しております。

< 気候変動に係るリスク及び収益機会が事業活動や収益等に与える影響 >

当社「TCFD提言に対する当社の対応」をご覧ください。URL: <https://www.seed.co.jp/company/csr/environment.html>

[補充原則4 - 1 - 1] 取締役会等の責務

1. 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程にて定められた重要事項を意思決定するとともに、経営管理に関する基本方針を決定し、取締役の職務執行、財務報告及びその内部統制に関し、業務執行取締役及び執行役員を適切に監督・監視します。
2. 取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営の活力を増大させるため、法令、定款及び前項に記載する事項以外の業務執行の意思決定を業務執行取締役に委任します。
3. 経営会議規程、職務権限規程を定め、経営会議で決議すべき事項、各職制に応じて決裁できる事項を定めています。これらに基づき、業務執行取締役や執行役員が業務執行を担っております。

[原則4 - 9] 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

1. 社外取締役は、当社から人的及び経済的に独立した取締役を選任いたします。

2. 当社は、社外役員の選任について、経営監視機能の強化や透明性の確保、及び取締役会における建設的な討議、助言に貢献できる社外役員の選任、確保のために、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、「社外役員の独立性に関する基準」を次のとおり制定し、会社法上の要件及びこの基準を満たすことを社外役員選任の条件としています。

[補充原則4 - 11 - 1] 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

1. 取締役会は、当社業務又は企業経営、財務、法務、科学技術、国際業務等の専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、ダイバーシティを推進し、多様な考え方を取り入れることで、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持します。

2. 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程にて定められた重要事項を意思決定するとともに、経営管理に関する基本方針を決定し、取締役の職務執行及び財務報告とその内部統制に関し、業務執行取締役及び執行役員を適切に監督・監視します。

3. 取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営の活力を増大させるため、法令、定款及び前項に記載する事項以外の業務執行の意思決定を業務執行取締役に委任します。

4. 当社は、社外役員の選任について、経営監視機能の強化や透明性の確保、及び取締役会における建設的な討議、助言に貢献できる社外役員の選任、確保のために、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、会社法上の要件及びこの基準を満たすことを社外役員選任の条件としています。

なお、取締役及び監査役の専門性等(スキル・マトリックス)を株主総会招集通知において開示しております。

2026年株主総会招集通知 URL: <https://ssl4.eir-parts.net/doc/7743/tdnet/2828451/00.pdf> (14頁)

[補充原則4 - 11 - 2]

取締役及び監査役の兼任の状況は、コーポレート・ガバナンス報告書及び株主総会の招集通知に記載するとともに、開示いたします。

[補充原則4 - 11 - 3]

当社の取締役会は多様な知識、経験を有するメンバーで構成されており、自由活発な議論を通じて実効的なガバナンスと経営判断が確保されています。また、年1回取締役会アンケートを実施することで、取締役会を自己評価し、内容を協議の上、今後の運営に生かしてまいります。

[補充原則4 - 14 - 2]

1. 当社グループは、取締役及び監査役がその役割や責務を適切に果たすために必要十分なトレーニングを整備します。社外役員のトレーニングについては、必要な見識を有していることに鑑み、必要に応じて実施します。

2. 当社グループは、取締役及び監査役(社外役員を除く)に対し、就任時及び就任以降も継続的に当社の経営を審議するために必要な当社の社内情報取得の機会を設けるとともに、法律やコーポレート・ガバナンスに関する講義や研修を行い、さらに法改正や経営課題に関する研修も継続的に実施することを取締役及び監査役のトレーニングの方針とします。

3. 当社グループは、取締役及び監査役がその役割を果たすために、トレーニングに係る必要な費用を負担します。

[原則5 - 1] 株主との建設的な対話に関する方針

1. 継続的な企業価値の向上に資することを目的として、株主を含む投資家(以下、「株主等」という)との建設的な対話を促進します。

2. 株主等との建設的な対話は、「株主を含む投資家との建設的な対話に関する指針」に基づいて行います。別紙参照

3. 当社は、代行機関等を通じて株主及びその保有株式数を把握できる体制にあります。機関投資家等が保有することにより実態の把握が困難な株主についても、個別面談等を通じて、その判明に努めます。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無	有り
アップデート日付	2025年12月23日

該当項目に関する説明

当社はこの度、中長期的な企業価値向上と持続的な成長を実現するため、改めて現状を分析・評価し、改善に向けた方針・取組みについてアップデートしたものを、2025年12月8日に公表いたしました。

中期経営計画(2024年4月～2027年3月)の達成はもちろんのこと、その先の成長を見据えた取り組みを積極的に推し進め、また、株式の流動性確保に向けた対策を立案・実行してまいります。

ROE上昇のために、資産効率や利益率の向上、財務レバレッジの適正化を進めてまいります。また、PER向上のために、稼ぐ力の向上と将来投資のバランス強化、成長戦略の明確化と発信の強化、財務健全性の向上に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、当社ホームページに「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について(アップデート)」を公表しております。

URL: <https://ssl4.eir-parts.net/doc/7743/tdnet/2728813/00.pdf>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
管理信託(A001)受託者(株)SMBC信託銀行	5,447,910	18.01
みずほ信託銀行(株)有価証券管理信託0700026	4,319,070	14.28
野村信託銀行(株)(信託口2052116)	3,604,920	11.92
三井住友信託銀行(株)(信託口 甲1号)	1,396,500	4.62

浦壁 昌広	618,400	2.04
日本証券金融株式会社	611,500	2.02
シード社員持株会	283,040	0.94
井上 忠	260,000	0.86
株式会社SBI証券	196,759	0.65
PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED	181,000	0.60

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

管理信託(A001)受託者(株)S M B C信託銀行、みずほ信託銀行(株)有価証券管理信託0700026、野村信託銀行(株)(信託口2052116)及び三井住友信託銀行(株)(信託口 甲1号)の所有株式数については、委託者である新井隆二氏が議決権の指図権を留保しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長

取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大竹 裕子	公認会計士											
小泉 範子	その他											
藤田 礼次	その他											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大竹 裕子	○	みずほコーポレートアドバイザー(株) 上記を歴任されています。 MCPキャピタル(株)社外取締役 上記を兼任されています。	公認会計士・税理士としての高い見識と会計の専門知識を有しており、また、会社経営者としての知識・経験等を活かし、当社の会社業務全般に対する監督・助言を頂くため選任しております。 なお、(株)東京証券取引所が定める独立要件、及び当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、独立役員に指定しております。
小泉 範子	○	——	大学教授として眼科医療と医工学の分野で高い見識と専門性を有しております。また、同志社大学発のベンチャー企業の最高科学責任者として、経営管理にも幅広い知見を有しており、その実績を経営等に活かし、当社の会社業務全般に対する監督・助言を頂くため選任しております。 なお、(株)東京証券取引所が定める独立要件、及び当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、独立役員に指定しております。

藤田 礼次	○	_____	総合商社で培われたグローバルな知識と豊富な経験を有しております。また、会社経営の経験もあり、執行サイドと監査サイドの両面での経験を活かしていただくことにより、当社の会社業務全般に対する監督・助言を頂くため選任しております。 なお、(株)東京証券取引所が定める独立要件、及び当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、独立役員に指定しております。
-------	---	-------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役会、会計監査人及び内部監査部門は、定期的にレビューの場を設け、必要な情報を共有するなど、監査の質の向上と効率的な監査の実現に努めています。
2. 当社は、会計監査業務を執行する会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人と会社法監査及び金融商品取引法監査につき監査契約を締結しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
二瓶 ひろ子	弁護士													
林 龍太郎	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」、「
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
二瓶 ひろ子	○	(株)富士銀行(現㈱みずほ銀行) (2008年3月に退社) 上記を歴任されています。	弁護士としての専門的見地から、法令に遵守した手続きが行われているか等、意思決定の妥当性の確保するための助言を頂くため、また、当社の会社業務全般に対する法務機能強化のために選任しております。 なお、(株)東京証券取引所が定める独立要件、及び当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、独立役員に指定しております。
林 龍太郎	○	(株)北海道拓殖銀行、中央三井信託銀行(株)(現三井住友信託銀行㈱)に在籍し、中央三井トラスト・ホールディングス(株)(現三井住友トラストグループ㈱)総務部長 中央三井ローンビジネス(株)(現三井住友トラスト・ビジネスサービス㈱)執行役員 (2015年3月退任) 上記を歴任されています。	会社役員としての知識・経験等を当社の会社業務全般に対する監査機能強化に活かしていただくために選任しております。 なお、(株)東京証券取引所が定める独立要件、及び当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新** 5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、[原則4 - 9]に示すとおり、「社外役員の独立性に関する基準」に基づき、社外役員を選任しております。
独立役員の資格を満たす社外役員全てを独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役及び執行役員の報酬は、企業の持続的な成長のために、適切な人材の登用と処遇管理により優秀な経営者人材を確保し、加えてコーポレートガバナンス・コードに適応し、投資家の目線・開示要求を反映した仕組みとすることを目的として、2018年6月27日取締役会にて役員報酬制度を改定しており、基本報酬と業績連動報酬及び株式取得目的報酬で構成されています。業績連動報酬につきましては、企業業績及び各担当業務の貢献度と連動し、年度毎に支給額を決定します。
なお、株式取得目的報酬につきましては、2022年4月11日開催の取締役会において一時不支給とすることを決議しております。また、役員退職慰労金制度につきましても、2022年5月23日取締役会において、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議しております。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

2025年3月期における当社の役員区分毎の役員報酬は次のとおりであります。

社内取締役(7名)の報酬等の総額 72,084千円(基本報酬:36,318千円、業績連動報酬:35,765千円)
 常勤監査役(2名)の報酬等の総額 21,907千円(基本報酬のみ)
 社外役員(6名)の報酬等の総額 50,375千円(基本報酬のみ)

(注)取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬及び株式取得目的報酬で構成されており、基本報酬と業績連動報酬の標準額割合は1:1に設定し、その他株式取得目的報酬を上乗せして構成されております。株式取得目的報酬につきましては、株主目線に立った経営を推進することを目的とし、基本報酬と業績連動報酬の合計の10%を目途に上乗せして支給することとしております。役員毎の業績連動報酬は、標準を基本報酬と同額とし、業績評価と連動し、代表取締役は50%～150%、代表取締役以外の取締役は60%～140%のレンジで変動するものとしております。なお、社外取締役及び監査役は、独立した立場で責務を果たすことができるようにするため、基本報酬のみとしております。また、執行役員の報酬につきましても、基本報酬、業績連動報酬、及び株式取得目的報酬で構成されており、その割合及び変動レンジは代表取締役以外の取締役と同様としております。

2. 業績連動報酬に係る指標

業績連動報酬は、各事業年度の連結売上高、連結営業利益、連結 ROE、連結 EBITDAの基準値に対する達成率に加え、ESG 指標の達成度合いに対応する評価点の加重平均値、及び所管部署の評価点を、取締役は1:1、執行役員は4:6で加重平均して乗数を決定いたします。但し、代表取締役は、連結業績のみとし、上記乗数を役位に応じた基準額に乗じて業績連動報酬を支給いたします。環境経営、サステナビリティへの取り組みを客観的に評価するために、その評価を指標として、取組状況についても所管部署評価における定性面で評価を実施いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

1. 社外取締役のサポート体制

社外取締役には、取締役会事務局が、取締役会資料の配布等の継続的な情報提供を行っております。取締役会事務局は、経営企画部が担当しています。また、社外取締役は、他の社外役員と定期的に協議を行うことで、情報の共有を図っています。

2. 社外監査役のサポート体制

社外監査役に対しては、常勤監査役が、経営会議をはじめとする社内の重要な会議、及び日頃の社内監査を通じて得た情報等の提供を、監査役会において行っています。また、取締役会事務局は、取締役会資料を事前に配布し、必要に応じて常勤監査役がその内容の説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. コーポレート・ガバナンスの体制の概要

当社は監査役会制度を採用し、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しています。

2. 取締役会

取締役会は9名(内、社外取締役3名)で構成され、毎月1回定期取締役会を開催しており、経営方針や重要事項について決議する他、業績の進捗状況や子会社に関する事項等についても議論を行い、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、十分な議論を踏まえたうえで意思決定を行っています。なお、2025年度は定例、臨時を合わせて18回開催しております。

3. 監査役会

監査役会は4名(内、社外監査役2名)で構成され、取締役の職務執行を監視・監督しております。監査役会は、毎月1回開催しており、また会計監査人とのミーティングの場を定期的に設けて、会計基準に準拠した適正な会計処理を実施できるように情報交換を行っております。常勤監査役は、経営の意思決定のプロセスや結果の妥当性を検証するほか、重要な書類の閲覧、各部門の業務執行状況の実査・検証を行い、毎月開催される監査役会で報告することで、監査役相互間での意見交換・情報の共有に努めています。なお、2025年度は定例、臨時を合わせて14回開催しております。

4. 執行役員制度

当社は、執行役員制度を採用しています。執行役員は、代表取締役社長から担当業務・分野における具体的な業務執行の決定権限の委譲を受け、業務を執行しています。

5. 経営会議

目まぐるしく変化する経営環境に対応するために、取締役及び常勤監査役、各担当部長らが出席する経営会議を適宜開催し、重要な案件に関する情報の早期共有と意思決定の迅速化を図っています。

6. 内部管理体制・リスク管理体制

当社グループは、社内の管理体制強化を図る活動の一環として、法令及び関係規則遵守の重要性を周知徹底させるための社員教育を全社員を対象に実施しております。さらに、社内における組織規程、業務分掌規程及び職務権限基準をはじめとする各種規程に則った組織運営がなされるよう、関係部門が連携し内部牽制の機能強化に努めております。なお、必要に応じて、顧問弁護士からの指導をいただいております。下記の組織及び各委員会を運営し、内部統制及びリスク管理体制の強化を図っております。

7. 内部監査

内部監査は、社長直轄の監査部が担当しており監査計画並びに社長の指示事項に基づき、各部門の業務活動並びに各種法令及び社内規程等の遵守事項を監査しております。また、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき業務の透明性や有効性を向上させて、財務報告の信頼性を高めるため、内部統制システムの整備・運用状況の監査も行っております。

8. コンプライアンス委員会

コンプライアンス体制の充実・強化を推進するために、代表取締役社長を議長としたコンプライアンス委員会を設置し、適宜開催し議論を行っております。また、匿名での通報・相談窓口を設け法令の違法行為・反社会的行為の未然防止に取り組んでおります。

9. リスク・セキュリティ管理委員会

当社グループは、増大するリスク管理に対応するため、リスク全般について監視・管理する委員会としてリスク・セキュリティ管理委員会を設置し、代表取締役社長を議長として、必要に応じてリスク案件の洗い出し、改善・回避する施策立案の議論を行っています。

10. 会計監査人

当社は、会計監査業務を執行する会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人与会社法監査及び金融商品取引法監査につき監査契約を締結しております。

なお、当社とEY新日本有限責任監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

11. 監査役会、内部監査、及び会計監査の連携

監査役会は、会計監査人及び監査部と定期的にレビューの場を設け、情報交換を行うことで、監査体制の強化を図っております。

12. 社外取締役

当社の社外取締役3名は、当社から人的及び経済的に独立した取締役であり、独立かつ客観的な立場から、取締役会の判断・行動を監督・監視しております。当社の社外取締役の独立性に関する基準及び当社との関係については、前述のとおりです。

13. 社外監査役

当社の社外監査役2名は、当社から人的及び経済的に独立した監査役であり、独立かつ中立の立場から、監査を行い、当社の監査体制の独立性、中立性の強化を図っています。当社の社外監査役の独立性に関する基準及び当社との関係については、前述のとおりです。

14. 社外役員の選任状況に関する基準または方針、及び当社の考え方

社外役員は、当社から人的及び経済的に独立している役員を選任しています。金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、会社法上の要件及びこの基準を満たすことを選任の条件としています。

15. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び執行役員の報酬は、企業の持続的な成長のために、適切な人材の登用と処遇管理により優秀な経営者人材を確保し、加えてコーポレートガバナンス・コードに適応し、投資家の目線・開示要求を反映した仕組みとすることを目的として、2018年6月27日取締役会にて役員報酬制度を改定し、「シードグループ コーポレート・ガバナンス基本方針」に「報酬制度の考え方」を示しています。なお、役員退職慰労金制度は2022年5月23日開催の取締役会において、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議しております。

16. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(社外取締役及び業務執行を行わない取締役)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは上記の体制によって、取締役の職務執行の監視体制が効果的に機能し、経営判断及び業務執行の迅速化が図られていると判断しているため、現コーポレート・ガバナンス体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めており、発送より前にホームページに掲載しております。 第70回定時株主総会の招集通知につきましては、ホームページ上の開示は6月2日、発送は6月3日で行いました。
集中日を回避した株主総会の設定	第1集中日を回避して開催しています。 第70回定時株主総会は、2026年6月23日(火)に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	第62回定時株主総会より、スマートフォン用議決権行使ウェブサイト「スマート行使」を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	第61回定時株主総会より、議決権電子プラットフォームへ参加をしております。 また、スマートフォン対応の電子版招集通知も作成し、電子行使への誘導も行っております。
招集通知(要約)の英文での提供	第63回定時株主総会より、狭義の招集通知を英文にて掲載しております。
その他	TDnet及び当社ホームページに招集通知を掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載しております。 https://www.seed.co.jp/company/ir/management/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主等との対話を実現するために、個人投資家向けに年間複数回の説明会の開催を計画しています。 2025年度は、オンラインにて個人投資家説明会を会場開催にて1回実施し、個人投資家フェアへ1回参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家説明会を四半期ごとに開催し、代表取締役社長及び代表取締役副社長が説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家向け情報ページに「IRライブラリ」を設けて各種IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部をIR担当部署として、担当者を配置しております。	
その他	2025年度は、機関投資家向けに年間25回の個別面談を実施しました。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの企業ビジョンを構成している「行動規範」及び「シードグループ コーポレート・ガバナンス基本方針」に定めています。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループの企業ビジョンとそれを支える各方針及び新行動原則において、環境・品質・安全・コンプライアンス・社会貢献等に対する考え方を定め、全役職員に周知し、取り組んでいます。 ・当社の主力工場である鴻巣研究所では、水やプラスチックを再利用することで環境保全に努めております。また、太陽光発電システムを設置し、太陽光の有効活用や、遮熱効果による電力使用量の低減にも努めております。 ・2011年1月には、医療機器向けの品質マネジメントシステムのための国際標準規格であるISO13485:2003を取得いたしました。 ・2019年6月から、コンタクトレンズ空ケースを回収しリサイクルする「BLUE SEED PROJECT」を開始しております。 ・2021年4月から、コンタクトレンズ製造工程で産業廃棄物として処理していたプラスチック混合物を有価物として再資源化するフローをリサイクル業者と共同で構築いたしました。 ・2022年2月から、環境と調和した企業活動を遂行していくことを基本とした環境方針を策定し、推進体制の整備及び環境経営マネジメントシステムを構築いたしました。 ・2022年3月31日に株式会社日本政策投資銀行から「環境への配慮に対する取り組みが十分」とであると評価され、格付を取得し、「DBJ環境格付」に基づく融資を受けました。2026年3月にも5年連続にて格付を取得しております。 ・その他、地域社会貢献のためのCSR活動を随時実施しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーのうち株主を含む投資家に対しては、「株主を含む投資家との建設的な対話に関する指針」において、株主を含む投資家への情報提供やその方法について定めています。 ・半年に一度IRレポートを作成し、ホームページへの掲載を行っております。 ・2025年10月に「統合報告書 -SEED Report 2025-」を当社ホームページに掲載しています。
その他	当社グループは、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を目指し、以下のような取り組みを行っています。 ・役員及び執行役員への女性登用 第59回定時株主総会において、大竹裕子氏を社外取締役として登用しております(現任)。 第63回定時株主総会において、二瓶ひろ子氏を社外監査役として登用しております(現任)。 ・第66回定時株主総会において、小泉範子氏を社外取締役として登用しております(現任)。 第68回定時株主総会において、中村きく江氏を取締役として登用しております(現任)。 2024年1月12日の取締役会において、金澤寛子氏を執行役員として登用しております(現任)。 ・子育て手当 当社従業員の子育てを支援することを目的に、育児休業を取得して職場復帰した者に子育て手当を支給しています。 ・育児短時間勤務制度 育児短時間勤務制度を利用する者は、希望に応じて中学校就学の始期に達する日まで同制度を利用することができることとしています。 ・保育・児童施設の設置 働きやすい職場環境の整備、女性の活躍促進、地域貢献を目的として、2018年4月に保育・児童施設「ふくろうの森」を開園しました。2021年5月に放課後児童クラブの建物を増設いたしました。2021年10月には、緑地設計や維持管理状況等が優良であると認められ、第12回 彩の国みどりの優秀ブラン賞を受賞いたしました。 ・彩の国埼玉環境大賞を受賞 カーボンニュートラルと向き合うサーキュラーエコノミーシステムの導入をしており、この活動が環境に関する社会貢献活動として認められ、令和3年度彩の国埼玉環境大賞の事業者部門で大賞を受賞いたしました。 ・その他、働きやすい環境の整備を目的として、フレックスタイム制や在宅勤務制度を導入しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では「内部統制システムに関する基本方針」を以下のとおり定め、開示しており、当社グループ内で周知徹底しております。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行う。
 - 当社は、取締役及び使用人が、法令・定款に遵守した行動をとるべく「シードグループ行動規範」を制定し、これに基づき、社会的な信頼を獲得すべく適法かつ公正な事業活動に努める。
 - コンプライアンス体制の充実・強化を推進するために、代表取締役社長を議長とし、必要に応じて専門家(弁護士)も加えたコンプライアンス委員会を設置する。また、取締役及び使用人からの通報・相談窓口を法務部コンプライアンス室と経営から独立している常勤監査役とし、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。
 - 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
 - 内部監査部門は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 当社は、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役及び

監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- コンプライアンス、市場環境、製品品質、知的財産及び災害等に係るリスクについては、それぞれの所管部署において担当、各部門長が管理を行い、リスク発生の抑止及び軽減に取り組む。
- 新たに生じたリスクに関しては、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、経営企画部が窓口となり、速やかに対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、経営における重要事項や取締役の業務執行状況等の監督を行う。また、効率的な経営判断・意思決定を行うために、経営会議を開催(適宜)し、代表取締役社長、常勤監査役、取締役・担当部長・担当部署等が出席し議論を行う。
- 会社の各部門の目標の進捗状況確認と対応策等を立案するため、各部門長は代表取締役社長及び担当取締役出席の下、毎月1回レビューを開催する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・当社は、関係会社管理規程に従い、子会社管理強化のための担当部門(リテール事業管理部・国際事業本部)を設置し、各子会社が内部取引規程や会社規程を遵守した活動を行っているか管理を行う。それぞれの担当部門長は、必要に応じて、会議の開催、関連資料等の提出を担当者に求める。
- ・月1回開催する国内子会社の取締役会には、代表取締役社長が参加することを求める。
- ・月1回開催する海外子会社とのレビューには、代表取締役社長が参加することを求める。
- 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社は、当社グループ全体におけるリスクの管理と情報セキュリティの維持に関して、リスクの防止及び会社損失の最小化を図るため、リスク・セキュリティ管理委員会規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクマネジメント推進のためリスク・セキュリティ管理委員会を開催し、リスクを網羅的・統括的に管理する。
- 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、国内、海外における関係会社管理規程を制定し、子会社に関する業務の円滑化を図り、育成強化するとともに、相互の利益と発展をもたらすよう、適切な指導を行う。
- ・子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は子会社の業務執行を監査する。
- 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社は、子会社の取締役及び使用人が、法令・定款に遵守した行動をとるべく「株式会社シード役職員行動指針」を子会社に対しても適用し、これに基づき、社会的な信頼を獲得すべく適法かつ公正な事業活動に努める。
- ・当社は、子会社に対し、内部監査規程及び国内、海外における関係会社管理規程に基づき、業務監査を実施することとし、監査は監査部が実施するほか、必要と認めたときは会社の監査役も実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 当社は、監査役の職務を補助する担当者を置くこととする。また、必要に応じて各部門より業務補助のための補助者を監査役と人事教育部長と協議のうえ任命することができる。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分に際して、監査役会の承認を得なければならないものとする。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 当社は、その補助者に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際は、速やかに監査役に報告をする。
- ・常勤監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に報告を求めるものとする。
- 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ・子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役へ報告する。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

11. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、経理部において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

12. 監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を開催し、意見交換を行うものとする。また、必要に応じて専門の弁護士、会計士を起用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では「反社会的勢力に対する方針」を以下のとおり定め、当社グループ内で周知徹底しております。

反社会的勢力に対する方針

反社会的勢力による被害を防止するために、シードグループの全役職員は、断固として反社会的勢力と関係を遮断し、排除する。

- 1. 反社会的勢力との関係を一切遮断するために、全役職員が断固たる姿勢で取り組む
- 2. 反社会的勢力による被害を防止するために、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応する
- 3. 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行う
- 4. 反社会的勢力への資金提供や裏取引を行わない
- 5. 反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保する

当社グループでは、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力チェックマニュアル」を制定し、これらに基づいて反社会的勢力との取引を行わないこととしています。新しく取引を開始する場合は、上記に基づいて調査を行った上で、承認された場合に限り取引を開始することができるようにしており、既存の取引先においては、1年に一度反社会的勢力に該当していないかどうかの確認を行っています。また、当社グループの従業員に対し、反社会的勢力と関係していない旨の誓約書を提出させています。

加えて、反社会的勢力の不当要求による被害を防止するために、不当要求防止責任者連絡協議会に加入して、警察等と連携できる体制を整備しています。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る体制の概要は、以下のとおりです。

当社の会社情報（適時開示規則に規定される）は、情報最終管理責任部署である経営企画部（社長直轄）に報告され、同部より速やかに遅滞なく公表することとしております。

経営企画部に報告・集約される情報の流れについては以下のとおりであります。

- 1. 決定（発生）事実に関する情報（子会社に係る情報を含む）は、社内各部より当社の決裁・決定機関である「取締役会」、「経営会議」及び「リスク・セキュリティ管理委員会」の事務局の経営企画部にその内容が報告されます。
- 2. 決算に関する情報（子会社に係る情報を含む）は、経理部等から経営企画部に報告されます。

